

手 数 料 表

本所が有料職業紹介事業を行った場合は、次のとおり手数料を申し受けます。

有給のインターンシップが決定した場合の手数料を、インターンシップ実施件数に応じて、次に定めた手数料を求人者から申し受けます。

- | | | |
|---------------|-------|--------|
| ①インターンシップ実施件数 | 1～3件目 | 40万円／件 |
| ②インターンシップ実施件数 | 4～6件目 | 30万円／件 |
| ③インターンシップ実施件数 | 7件目以上 | 20万円／件 |

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理後、求人者に求職者を有給インターンシップ生として紹介するサービス 【職業紹介サービス】	インターンシップ実施総件数に応じた成功報酬（マッチング手数料） 1件目～3件目 _____ 40万円／件 4件目～6件目 _____ 30万円／件 7件目以降 _____ 20万円／件 手数料負担は求人者とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。
返戻金制度はありません。

許可番号 _____ 26-ユ-300590 _____

事業所の名称及び所在地

一般社団法人産学協働イノベーション人材育成協議会
_____ 京都市左京区吉田牛ノ宮町4 日本イタリア会館 305 _____